

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年4月28日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年10月1日 午前8時40分頃

2 事故発生の場所

つくば市島名805番地2

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方がつくば市道5-4370号線を南方から北方に向かって走行中に道路上の穴に落輪したことで、左前輪がパンクし、ホイールを破損させたもの

5 損害賠償額 金23,881円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金23,881円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。